

前橋市社会福祉審議会条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(専門分科会)</p> <p>第6条 審議会に、次の各号に掲げる専門分科会を置き、専門分科会が処理する事務は、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>地域福祉専門分科会 法第11条第2項の規定により、地域福祉に関する事項を調査審議する。</u></p> <p>2～7 省略</p>	<p>(専門分科会)</p> <p>第6条 審議会に、次の各号に掲げる専門分科会を置き、専門分科会が処理する事務は、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>2～7 省略</p>